

### (3) 税制全体の中での環境関連税制の位置付けに関する議論への展開

欧州各国における温暖化対策のための環境税は、他の税や社会保険料の軽減を含めた環境関連税制改革の一環として導入されているものが多い。環境税を含めた環境関連税制については、以下のとおり、税制全体の中での位置付けも論じられている。

#### ）租税構造の観点から論ずる例

環境税制改革とは、環境・エネルギー税を導入し、それと引き替えに所得税・法人税・付加価値税などの既存税を引き下げる、税収中立的な税制改革を指す。これによって税収総額における環境・エネルギー関連税の比率は高まり、税制全体がいわば「グリーン化」される。このような税制改革が実施されれば、国民負担率を新たに増大させることなく、価格機構を通じて環境保全を促す仕組みが社会の中に組み込まれることになる。これこそ意志決定過程における「環境と経済の統合」を志向するものであり、資本主義経済制度を『グリーン化』していく上で大きな役割を果たすであろう。

(出典：諸富徹『環境税の理論と実際』有斐閣、2000年、212頁)

環境税導入に伴う環境税制改革の議論は課税原則の変更にまで至っている。すなわち税体系自体をこれまでの資本・労働課税中心型から環境・天然資源課税中心型へ転換すべきだということである。また、既存の補助金や、租税特別措置などの租税支出などがもたらしている歪みも、同時に改善されなければならない。

(出典：植田和弘等編『環境政策の経済学』  
日本評論、1997年、127頁)

これまで、政府は国家財源を確保するため、労働、預金、事業活動など正当な行為(グッズ)によって得られた所得に税金をかけてきた。所得税、利子所得税、法人税などがそれである。その一方、廃棄物、汚染、騒音、交通混雑など健康に害を与える行為や自然環境を破壊する好ましからざる行為(バズ)に対しては特別の課税をしてこなかった。これからは、こうした既存の税体系を根本的に組み替える必要がある。つまり、所得税や法人税などのグッズ課税を軽減(減税)する一方、バズに対しては逆に課税し、税率を引き上げる(増税)ように改めることである。

(出典：三橋規宏「環境配慮型市場経済の形成と物質循環」IGES編『21世紀の環境と新発展パターン』、1999年、27頁)

こうした税制改革( 1980年代末から90年代初めにかけて多くのOECD諸国で行われた、個人所得税の最高税率や法人所得税の税率の引き下げと課税対象の拡大等を組み合わせた税制の抜本的な変更。)の進展は、新しい環境税を導入する機会をもたらすばかりでなく、これらの税が導入されれば、財政面や経済面で必要とされる調整にも役立つことになる。特に、一部の国では失業を減らすために労働に対する税の減税を行っている。財政赤字という点では、労働税の減税による税収の減少の少なくとも一部を環境税によって相殺することができる。

(出典: OECD「環境税とグリーン税制改革(Environmental Taxes and Green Tax Reform)」技術経済研究所監訳、1997年、20頁～) *斜字体は事務局による注釈*

## 環境対策の財源調達手段としての観点も含めて論ずる例

租税論では伝統的に、税を政策の手段として使うこと(これを『租税政策手段という』)は好ましくないといわれてきた。租税は元来、政府が必要とする経費の財源を調達するものであり、何よりも明確な課税の根拠の必要性が強調されてきたのである。この租税論の観点から環境税を見ると、それは環境分野における特別課徴金の発展形態ととらえることができる。特別課徴金とは、土地税制等の分野では一般化しているが、例えば、下水道整備による土地の値上がりが見込めずして特別の利益をもたらした場合に、その特別な利益の受益者に課し、整備財源等として利益を社会に還元させるものである。この考え方を環境問題にも適用するならば、環境破壊の防止や復元のための費用を、環境破壊の原因者に払わせるべきだとなろう。すなわち社会の共通基盤たる環境を利用して経済活動を行い、同時に払うべき環境費用を不払いにした結果環境に被害を与える経済主体に対して、環境を利用し費用を不払いにすることで得た特別の利益を課税根拠にして負担させる特別課徴金を課することができる。これは、租税の公平性原則や社会的な公正間に合致する。

つまり、環境税には、ピグー税に見られるような環境政策の経済的手段、つまり租税政策手段としての税という理念型と、環境対策費用を原因者からその寄与(受益)に応じて負担させる財源調達の目的税という理念型の二つがあると考えられるべきではないだろうか。

(出典: 植田和弘等編『環境政策の経済学』日本評論社、1997年、124頁)

## 「二重の配当」について

「二重の配当」とは、環境税の用途をうまく減税に活用すれば、環境の改善(第1の配当)と雇用の増加(第2の配当)が見込まれるとする説である(注)。これが事実であれば、温暖化対策税のような環境税を導入することは、経済的な負担どころか、利益にもなりうる。実際に、1990年代以降に欧州で環境税制改革に着手した国々の多くは、税収を減税や社会保障負担の引下げによって還元しているが、これは「二重の配当」を視野に入れた政策といえる。

(出典: 朴 勝俊 「環境税制改革の『二重の配当』の可能性をめぐって」

環境経済・政策学会編『環境税』東洋経済新報社、2004年、148頁)

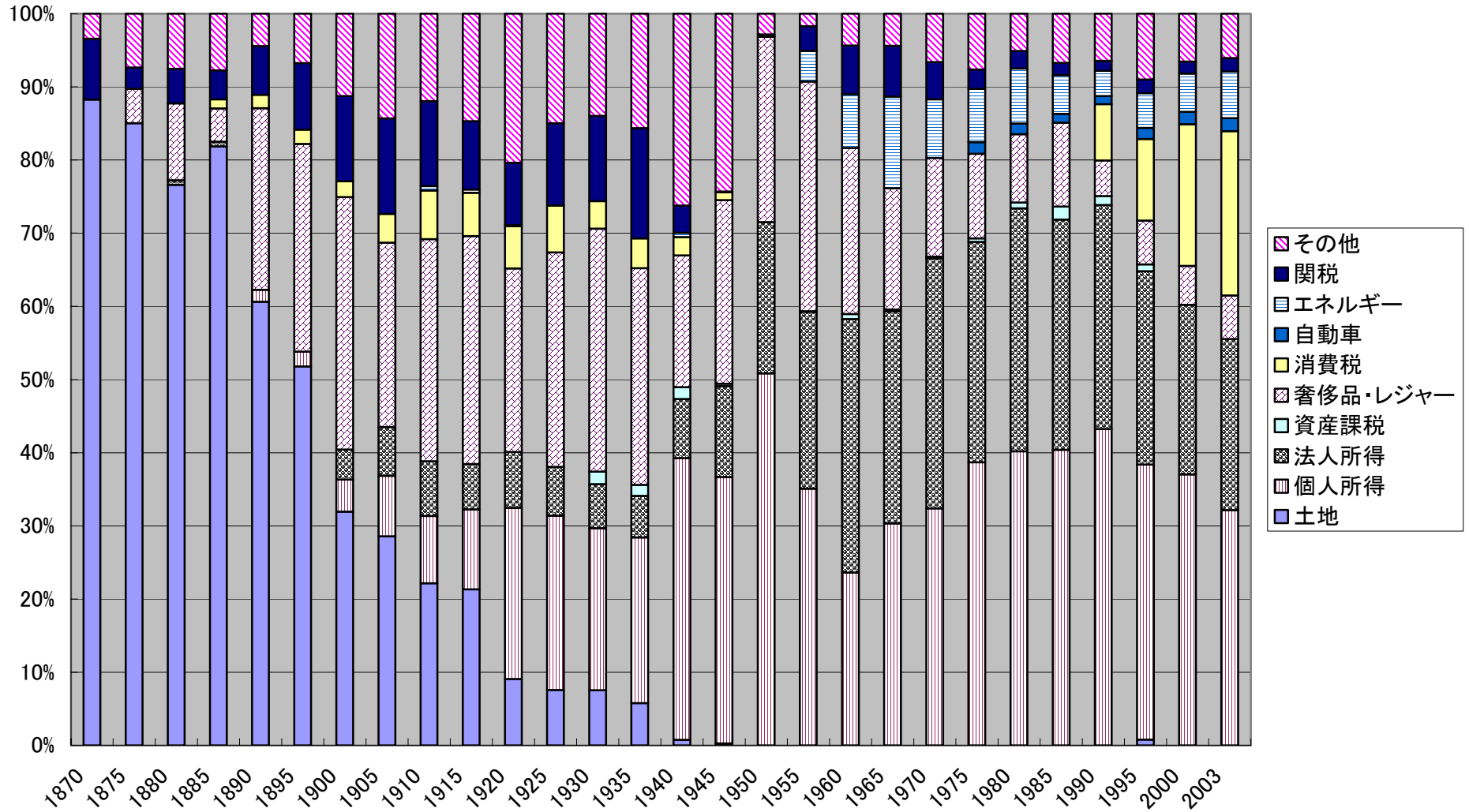
(注)説明の単純化のために、本稿では「雇用の配当」に絞って論ずるが、「第2の配当」はそれに限定されるものではない。むしろ経済厚生(厚生経済学における豊かさの抽象的な尺度であるが、ときにはGDP水準などの経済指標で代表される)に着目して議論されることが多い。

環境税に期待される効果は2つあるとされている。第1は、環境税によってCO<sub>2</sub>を中心とする温室効果ガス排出量を削減する環境改善効果である。第2は、環境税の税収によって既存の歪みを持つ税を減税し、超過負担を小さくするという効率性改善効果である。

(出典：川瀬晃弘、北浦義朗、橋本恭之

『環境税と二重の配当 応用一般均衡モデルによるシミュレーション分析』、2003年、3頁)

## 租税(国税)及び印紙収入の内訳の変遷



参考：『国税庁統計年報書 第100回記念号』（国税庁、昭和51年）

『国税庁統計年報書 第101～128回』（国税庁）

『昭和財政史 昭和27～48年度 第6巻 租税』（東洋経済新報社、大蔵省財政史室編、1990年）

# 租税（国税）及び印紙収入の分類

※1	土地	個人所得	法人所得	資産課税	奢侈品・レジャー	消費税(日用品必需品)	自動車	エネルギー	関税	その他
戦前	還付税収入(地租)	所得税	営業収益税	外貨債特別税	沖縄県酒類出港税	醤油税		揮発油税	関税(海関税)	印紙税、印紙収入
	地租(地租)		営業税	家屋税	菓子税	塩税		石油消費税	関税	牛馬売買免許税
	地租		会社税	還付税収入(家屋税)	砂糖消費税	織物消費税(※2)		電気ガス税		海外旅券その他免許手数料
	地方分与税分与金特別会計中租税(地租)		還付税収入(営業税)	公債及び社債利子税	酒税(酒造税、酒類税)					開市港場諸税
			地方分与税分与金特別会計中租税(営業税)	資本利子税	酒精営業税、酒精及び酒精含有飲料税					川々国役金
			特別法人税	配当利子特別税	清涼飲料税					蚕種及び生糸諸税
			法人税	法人資本税	煙草税					官録税
				有価証券移転税	特別行為税					生糸印紙代その
				利益配当税	入場税					旧税追納
					馬券税					車税
					麦酒税					北海道水産税(北海道物産税)
					物品税					建築税
					遊興飲食税					備前車駕遊船税
										鉱業税(鉱山税)
										広告税
										鉱山借区税(鉱山税)
										国立銀行税
										港湾碇泊税
										銃獵税
										狩猟免許税(銃獵税、銃獵免許税)
										証券印紙税
										証券印紙税
										戦時利得税
										専売益金
										相続税
										訴訟用印紙税(訴訟署紙諸税)
										訴訟署紙諸税
										代官免許税
										兌換銀行券発行税
										株録ならびに賞典録税
戦後	地価税	源泉分	会社臨時特別税	還付税収入	織物消費税	消費税	自動車重量税	揮発油税	関税	印紙収入
		財産税	法人臨時特別税	贈与税	酒税			航空機燃料税		旧税
		所得税	法人税	取引高税	砂糖消費税			石油ガス税		旧税(間接税・直接税)
		増加所得税	法人特別税	有価証券取引税	清涼飲料税			石油税		建築税
		富裕税			たばこ税、たばこ消費税、たばこ特別税(特)			石油石炭税		広告税
					特別行為税					鉱区税
					トランプ類税			石油臨時特別税		再評価税
					入場税			地方道路税		戦時補償特別税
					馬券税			電気、ガス税		専売益金
					物品税			電源開発促進税		相続税
					遊興飲食税					通行税
										特別とん税
										取引所税
										取引税
										屯税
										日本銀行券発行税
										日本専売公社納付金
										非戦災者特別税
										臨時利得税

※1 類型の種類は、環境省によるもの。

※2 織物消費税は、一般的な織物にも奢侈的な織物にもかかっているが、内訳が分からないため、ここでは便宜上日用品と分類した。

参考：『国税庁統計年報書 第100回記念号』（国税庁、昭和51年）

『国税庁統計年報書 第101～128回』（国税庁）

『昭和財政史 昭和27～48年度 第6巻 租税』（東洋経済新報社、大蔵省財政史室編、1990年）